

責任の分担

町と指定管理者との責任分担は、原則として次表に定めるとおりとする。ただし、同表に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、町と指定管理者が協議して定めるものとする。

項 目	事 項	内 容	負 担 者		
			町	指定管理者	
書類関連	作成書類の誤り	募集要項など町が作成した書類に関するもの	○		
		申請書など指定管理者が作成した書類に関するもの		○	
制度関連	法令・制度の改正	管理業務に直接関係する法令・制度の制定、改正などによるもの	○		
		上記以外の一般的な法令の制定、改正などによるもの		○	
	税制の改正	新税の創設、税制改正などによるもの		○	
		法人税その他事業に影響を及ぼす税率の変更		○	
維持管理	物価・金利の変動	物価・金利の変動（水道代、電気代、燃料費などを含む）		○	
	市場の変化	競合施設の増加等による収入減少、当初の需要見込みと実際の需要に差異が生じたことによるもの。		○	
	自主事業	自主事業の実施に伴う損害や苦情などに関するもの		○	
	維持補修	指定管理者の発意により行う施設の改良、維持補修に関するもの		○	
		町の発意により行う施設の改良、維持補修に関するもの	○		
		法令の改正により必要となった施設躯体・設備の維持補修	○		
		施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び日常のメンテナンス）		○	
	施設、設備などの損傷	経年劣化による施設・設備・備品・外構の維持補修、更新	350万円未満/年		○
			350万円以上/年	○	
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	350万円未満/年		○
			350万円以上/年	○	
		事故・火災による施設・設備・外構の維持補修（第三者または町に起因するものは除く）		○	
		天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧	○		
		管理上の瑕疵によるもの		○	
		施設の構造上の瑕疵によるもの	○		
	政治的・行政的理由による事業の変更	政治的・行政的理由から、業務の全部もしくは一部を中止し、または業務内容を変更したことによるもの	○		
		法令その他の制度の変更等により町の建物所有が困難になったことによる中止	○		
	業務不履行	指定管理者による管理業務、提案内容および協定内容の不履行		○	
	減免制度	減免制度の対象者の拡大	○		
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館などによるもの		○	
		指定管理者の提案による自主事業運営によるもの		○	

項 目	事 項	内 容	負 担 者	
			町	指定管理者
社会リスク	セキュリティ	指定管理者の警備不備によるもの		○
		上記以外によるもの	○	
	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		上記以外のもの	○	
	周辺地域および施設利用者への対応	地域との協調に関するもの		○
		施設の設置及び管理業務内容などに対する施設利用者などからの反対、訴訟、要望などに関するもの	○	○
		管理業務に関する施設利用者への対応に関するもの		○
	安全性の確保	施設の運営・維持管理に係る安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○
不可抗力	台風、地震、暴動等 辰野町又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的、人為的要因	施設・設備の復旧費用及び管理運営の変更・中断等に伴う費用に関するもの	協議	
	新型コロナウイルス その他新たに発生した感染症等	管理運営の中断や対策等に要する経費であり、利用者の減少により収支等への影響が大きいと認められるもの（※）	協議	
指定の終了など		指定管理者の指定期間が終了した場合または指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○

※ 新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等の拡大への対応に係る費用負担

新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等の予防、拡大防止に対応するための経費は、原則として委託料に含めるものとする。

ただし、感染拡大により利用料収入が大きく減少し、運営に支障を来す場合には、辰野町と指定管理者の協議により、下記のいずれにも該当することを条件に、支援措置を講じるものとする。

①維持管理費の財源に利用料金等を含んでいる施設で、平常時の決算額に対する利用料収入の割合が25%を超える場合

②平常時の同月と比較して、利用料収入が20%以上減少している場合

（平常時とは、感染症等が発生した年の前年とする。）